

東京都廃棄物審議会

(第28回)

会議録

令和5年5月18日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○堀資源循環推進部計画課長 委員の皆様、聞こえていらっしゃるでしょうか。

定刻となりましたので、第28回東京都廃棄物審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年4月から廃棄物審議会委員が1名変更となっておりますので、御紹介差し上げます。議事進行の関係上、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、御承知おきください。

東京商工会議所産業政策第二部主任調査役の高橋委員でございます。

また、この4月の異動により、私ども資源循環推進部の幹部が変わりましたので、御紹介いたします。

資源循環技術担当部長の横山でございます。

○横山資源循環技術担当部長 横山でございます。よろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 資源循環計画担当部長の中島でございます。

○中島資源循環計画担当部長 中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 一般廃棄物対策課長の清野でございます。

○清野一般廃棄物対策課長 清野です。よろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 産業廃棄物対策課長の田中でございます。

○田中産業廃棄物対策課長 田中と申します。よろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 資源循環推進専門課長の塚田でございます。

○塚田資源循環推進専門課長 塚田でございます。よろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして何点か注意事項を申し上げます。

本審議会はWEBで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言ください。チャット機能を使って発言したい旨を伝えていただいても結構でございます。

最後になりますけれども、傍聴者の方には発言を慎んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、定足数の確認でございます。本日は、現時点で15名の委員の方に御出席をいただいております。委員総数の23名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にデータで送付させていただいております資料でございますけれども、資料については1～5までの5点、参考資料として2点となっております。不足がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、恐縮でございますけれども、お送りした資料から一部修正している箇所がございますので、できましたらこの後資料は画面で共有させていただきますけれども、画面の

ほうを御覧いただければと存じます。

続きまして、会議の公開についてでございます。本審議会は、同運営要綱第9第1項の規定に基づき、WEB上ではございますが、公開といたしますので御承知おきください。

それでは、これ以降の進行については、森本会長にお願い申し上げます。

森本会長、お願いいたします。

○森本会長 森本でございます。皆様、聞こえておりますでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいというふうに思います。

昨年12月、小池知事から当審議会に対して、「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」諮問がございました。同計画の改定に当たっては、災害廃棄物処理についての専門的な知見が必要であると判断いたしまして、前回の審議会において災害廃棄物処理計画部会の設置を決め、宮脇委員に部会長、そして岡山委員に副部会長にそれぞれお願いをいたしました。また、臨時委員として高田委員、多島委員、森委員に部会に加わっていただいております。皆様方、大変ありがとうございます。

これまで、災害廃棄物処理計画部会において、専門的な視点から東京都の災害廃棄物処理政策を取り巻く状況、課題の整理及び今後の方向性などについて精力的に議論を行っていただけてきたところでございます。

本日は、これまでの災害廃棄物処理計画部会での議論の内容について、「東京都災害廃棄物処理計画の改定について（中間まとめ）案」という形で提示をしていただいております。この「中間まとめ（案）」を本審議会で議論をしていきたいというふうに考えております。

本審議会での御了承が得られれば、今後、パブリックコメント、それから関係機関への照会の手続きに入ると聞いております。先生方、本日は活発な御議論をお願いしたいというふうに思います。

本日は、宮脇部会長が御欠席のため、岡山副部会長から報告をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○岡山委員 承知いたしました。

それでは、私、岡山より、災害廃棄物処理計画部会の議論について御説明いたします。昨年12月から本年4月までに、災害廃棄物処理計画部会・拡大部会を計6回開催いたしました。東京の災害廃棄物政策を取り巻く状況、課題の整理及び今後の方向性などについて網羅的に議論をしてまいりました。

今回の計画の改定に当たりましては、首都直下地震の被害想定が令和4年5月に見直されたことや、近年、風水害が増加していることなどを踏まえて、現行計画の基本的な部分を生かしつつ、処理の実効性向上や風水害等への対応強化等につながる最新の災害廃棄物処理の知見を反映して、計画全体のアップデートを図る形で検討を進めてまいりました。

まだ議論が必要な部分が残っておりますが、これまでの災害廃棄物処理計画部会での議論の内容について、一旦取りまとめをいたしましたので報告をいたします。

詳細は、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局の堀でございます。

それでは、「東京都災害廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）案」について御説明させていただきます。資料3が中間のまとめ（案）の概要、資料4が中間のまとめ

(案)の本文となっております。まず概要をまとめた資料3を御説明させていただいたのちに、資料4の本文についても併せて御説明させていただきます。

資料の3を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、改定の背景ですけれども、こちらについては、昨年12月の諮問の際にも御説明をいたしましたところですが、2017年に現行の東京都災害廃棄物処理計画を策定しております、5年が経過をしているところでございます。近年、風水害が増加しているところですか、首都直下地震の都における被害想定が見直されたことから、災害廃棄物対策の強化が必要というところがございます。

今回の改定計画の四つの柱でございますけれども、現行計画の基本的な部分を生かしつつ、処理の実効性の向上、風水害等への対応強化につながる最新の災害廃棄物処理の知見を反映して計画全体をアップデートしております。

柱の一つ目としましては、風水害等への対策強化、二つ目としまして、各主体との役割分担の整理・連携強化、三つ目が、災害廃棄物の処理の実効性向上、四つ目が住民等への啓発・広報の充実でございます。

下に新たな災害廃棄物処理計画の全体構成と主な内容をお示しさせていただいております。全体としては4章構成となっております、第1章は総論、第2章は災害廃棄物対策における各主体の役割分担、第3章が東京都の災害廃棄物対策、第4章が訓練、演習、東京都災害廃棄物処理の見直しとなっております。主な追加項目については、表の右側でお示ししておりますけれども、こちらについては後ほど御説明をさせていただきます。

1ページお進みいただきまして、まず1点目の柱でございます風水害への対策強化でございます。今回の計画改定におきまして、水害専用の災害廃棄物推計式等を新設いたします。水害時における仮置場の必要面積でありますとか、収集運搬車両の算定、応援要請の検討などにつながるものであり、発災時に区市町村が災害廃棄物の発生量を推計するに当たって用いる推計式について、下半分の網かけのところがございますけれども、お示しをさせていただいております。

水害時の災害発生量につきましては、地震が基本的には解体廃棄物がほとんどであるのに対しまして、片付けごみが出てくるところに特徴がございますので、発生量としては、解体廃棄物+片付けごみという形でお示しさせていただいております、その下側に単位当たりの廃棄物発生量というものをお示しさせていただいているところがございます。

続きまして、1ページお進みいただきまして、各主体との役割分担の整理及び連携強化でございます。

発災時の合同処理本部の立ち上げ条件ですとか、指揮命令系統を検討するとともに、災害廃棄物を合同で処理するマニュアルの整備を提案しているところがございます。右側に合同処理本部のイメージをお示しさせていただいております。

また、近年災害が発生した際には、民間事業者との連携も非常に重要になっているということを受けまして、業界団体との連携を強化するために、都と業界団体で締結している協定に基づきまして、平時から区市町村と民間事業者が具体的な調整を計れるよう、都としてもコーディネートしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

3本目の柱でございますけれども、災害廃棄物の処理の実効性向上ということで、仮

置場の必要面積の圧縮でありますとか、仮置場の候補地の選択肢を広げるために、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物を処理する仮置場の効率的な運営方法を整理しているところがございます。

4 本目の柱が住民等への啓発・広報の充実となっております。

住民・ボランティアが災害廃棄物を排出する際に、適切な分別区分、排出等が可能になるように、事前にチラシを作る際のポイントなどを整理しているところがございます。

続きまして、本文のほうで全体像の御説明をさせていただきたいと思えます。資料4、東京都災害廃棄物処理計画の改定について 中間のまとめ案を御覧いただければと思えます。

まず1ページでございますけれども、こちらが1章総論となっております。1章につきましては、第1節の目的から始まりまして、第2節では計画の位置づけというように続いてまいりますけれども、今回の改定に関わるポイントの部分だけ抽出して御説明させていただきたいと思えます。

1ページ飛びまして、3ページでございます。

こちらが第3節、計画の対象ということでございます。本計画の対象とする災害につきましては、自然災害で地震、水害、土砂災害、竜巻、火山災害及び津波、高潮災害としてございます。

続いて2、災害種類別の災害廃棄物の特徴ということで、こちらは表の形で整理をしております。表1、災害種類別の災害廃棄物の特徴といたしまして、左から災害の種類、災害廃棄物の特徴、留意点という3点についてそれぞれの災害で整理をしているところがございます。

水害で申し上げますと、夏から秋を中心に発生するといったこと、水が引き、片づけが始まると一斉に排出されるということ。また、水に触れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高いということが主な特徴として挙げられます。

また、留意点としましては、水に浸かって搬出がし難いので、被災場所の近隣に混合状態で排出されることが多いということ。廃棄物の性状として、水分を含み、重量が増したものが出てくるということ。

畳、布団等は腐敗することもあるので、水に濡れないように保管して、作業員や重機などは多めに準備することといった注意事項を挙げさせていただいております。

続きまして、4ページにお進みをいただきまして、土砂災害でございます。

こちらの特徴といたしましては、災害廃棄物が土砂と混合するといったことが挙げられています。また、水害とも似通っておりますけれども、土砂や水分を含んで重量が増していること、それから一つ飛びますけれども、自然物である土砂、流木等と災害廃棄物であるがれき等が混ざってしまう場合もございますので、重機等を使って分別をしていくということを掲げてございます。

続いて、火山災害でございますけれども、こちらの特徴として、降灰によって、屋外にある電気・電子機器などの故障でありますとか、火山灰の重みによる建物被害が発生することといった点が特徴として挙げられております。

続きまして、6ページでございます。

3、対象とする災害廃棄物につきまして、表の形で示させていただいております。

では、続きまして、7ページの4、災害廃棄物の発生量推計でございます。

こちらでは、表の3としまして、時期等の目安とその時点時点での主な推計の目的についてお示しをしております。発災前については、区市町村での災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の規模の設定、発災直後については被災の規模感の把握といった点がございます。

続いて、(1)の地震災害でございますけれども、こちらは昨年令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直しされておりました、現行計画からの時点修正を行っているところでございます。都における災害廃棄物の発生量については、従前の平成24年の公表から約1,100万トンの減量となっているという状況でございます。

続いて8ページでございます。

こちらに地震災害の際の推計式を示させていただいております。四角囲みの中でございますけれども、こちらについては現行計画からの修正はございません。

また、9ページにお進みいただきまして、こちらでは、地震災害の推計条件をお示しさせていただいております、一棟当たりの発生量等について表でまとめているところでございます。

続いて、10ページにお進み願います。

こちらで、今回新たに検討いただいております水害についてお示しをさせていただいております。ここでは、「荒川水系」及び「多摩川水系」につきまして、氾濫すると都内で幅広い地域が被害を受けるということもございまして、こちらについて整理をしているところでございます。さらにこちらでは、水害ですと地震災害と比べて片付けごみの割合が多いということもございまして、次ページ以降で水害時の発生量推計式、原単位について整理をしております。

11ページでございます。

こちらに先ほども御覧をいただいておりますけれども、推計式でありますとか、推計条件とお示しさせていただいております。

続きまして第4節、災害廃棄物処理の実施主体でございます。こちらも基本的には現行計画を踏まえているところではございますけれども、新たに追加した点としまして、(2)の一部事務組合の役割というところがございます。他県等の災害の例で、事前に一部事務組合と構成区市町村の間での連携がうまく図れなかったために初動が遅れたといったこともございまして、こちらを記載させていただいております。

13ページでございます。これまでの都民の役割というのは記載させていただいたところでございますけれども、新たな視点といたしまして、そちらの都民の役割の上から4行目でございますけれども、平常時から自宅にある使用意思のない家電製品や粗大物といった退蔵品の処分を実施するといったことを記載させていただいております。5の事業者の役割についても同様の記載を入れてございます。

続きまして、14ページでございます。

ここからが第5節災害廃棄物対策の基本的な考え方となっております。まず1として、災害廃棄物処理の基本方針をお示しさせていただいておりますけれども、こちらについては従前計画と同様でございます、「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」、「持続性を確保できる処置」の実現を重視するというところで、表の7に基本的な方針とし

て、計画的な対応・処理、リサイクルの推進、迅速な対応・処理といった点を掲げてございます。

続きまして15ページでございます。

こちらでは、(2)仮置場等の迅速な整備というものを掲げさせていただいております。近年の災害では、「一次仮置場」に届く前に近隣等に「集積所」が発生する場合も多いということでございまして、表の8に集積所と仮置場の概要について整理をいたしてございます。集積所につきましては、片付けごみの排出に当たって、現場、その近傍で自治会、町内会、マンション管理組合が設置する短期的な場所ということを定義させていただいております。一次仮置場が主に被災現場から片付けごみの搬出する先ということでございます。

また、「二次仮置場」に関しましては、解体廃棄物の再資源化等の適正な中間処理を行うために整備される場所というような定義を掲げさせていただいております。

続きまして、少しお進みをいただいて16ページでございます。

(6)に災害廃棄物処理の工程管理という記載がございますけれども、こちらでは、下の2行となります。国のほうでも様々な支援体制等ができてきてございますので、D-Waste-Netでありますとか、人材バンク、あとは大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会というところについて新たに記載をしているところでございます。

続きまして17ページでございます。

第6節「災害廃棄物の処理の流れ」ということでございます。(1)で片付けごみの標準処理フローを示させていただいております。それぞれ、家庭から出てくるものについて廃家電ですとか、処理困難物も含めて一次仮置場でどのような分別をして、それを処分先にどうやってつなげていくかということをお示しさせていただいているところでございます。

18ページがこちらの留意点ということでございまして、風水害については、地震などと比べますと、比較的早い段階で片付けごみの排出が始まるということで、これにスムーズに対応できるように処理体制を構築して対応するというでありますとか、がれき混じり土砂について、分別した上で廃棄物と土砂に分けて処理するといったことを記載してございます。

次の19ページにつきましては、解体廃棄物等ということで、解体破棄物についてはできる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とするということで、先ほどのフロー図は一次仮置場の記載がない点が特徴となっております。

続いて20ページについては、先ほどは直接搬入する場合でしたけれども、こちらは二次仮置場を経由する場合ということで、整理をしているところでございます。

続きまして1ページ飛びまして、災害廃棄物の進め方ということで、発災から復興に至るまでの各段階において、災害廃棄物の処理主体である区市町村が取り組むべき事項について整理をいたしております。

(1)は突発的に発生する災害の場合ということで、主に地震などを想定しているところでございます。段階といたしましては、発災直後から3日目、3か月目というふうに進みまして、おおむね3年程度で処理が完了するスケジュール感で考えているところです。

それぞれ項目については、組織体制、情報収集、収集・運搬というような事項で整理をしております。一番右のところでは、取組事項といたしまして、組織体制で言うと職

員の安否情報ですとか、処理の委託先の参集状況等の確認を行って、災害廃棄物の処理の実行体制を整備することといったところを記載しております。情報収集としましては、主に被害状況を把握するといったところが挙げられるかと思えます。

続きまして25ページでございます。

こちらは、先ほどとは逆に予見可能な災害の場合ということで、風水害等については気象情報等から事前にどういった場所が被害に遭いそうかというところがある程度予見可能ということで、地震災害と全体的な流れは同様になっておりますけれども、段階の一つに発災直前という欄を設けさせていただいております。ここで、組織体制としては指揮命令系統でありますとか、連絡体制、役割、手順を確認するといったことが収集運搬について協力要請を行う可能性のある関係者に情報提供でありますとか、あとは協定を結んでいる場合にはその確認を行うといったこと、また、収集運搬に使用する車両が浸水エリアに駐車している場合にもございますので、それを高台へ移動するといったような事項を記載してございます。それ以外は地震災害と大きな違いはないというところでございます。

続きまして28ページでございます。ここからが第2章、災害廃棄物対策における各主体の役割分担を記載しております。こちら第1節が平常時となっております、1の行政が備えるべき組織体制は前回計画と同様となっております。

29ページにお進みをいただきまして、先ほどの概要でも御紹介いたしましたけれども、災害廃棄物合同処理本部の設置というものをこちらで記載させていただいております。都内では、平時に廃棄物処理の一部事務組合を構成して実施しているところも多いということで、区市町村と一部事務組合が災害廃棄物を合同で処理するための組織を立ち上げるといったことを提案してございます。こちらで合同処理本部の設置方法でありますとか、構成員、本部長等々についてあらかじめ行うように提案をしてございます。

3の各主体が平時から取り組むべき事項ということを表で整理してございます。区市町村ですとか、都、事業者がどんなことを行うべきかということでございまして、今回新たにこれまで入っていなかったんですけれども、主体の一つとして、一部事務組合というものを30ページに枠として新しく設けさせていただいております。

また、区市町村や都のところに記載がございましてけれども、ボランティアとの連携でありますとか、普及啓発についても、住民だけではなく、ボランティアへの周知も必要だといった点について記載をしてございます。近年の災害を見ますと、やはり、ボランティアの皆様の活躍というのが非常に重要になっているということで、新たにこの視点を設けたところでございます。

それでは、今度は31ページにお進みをいただきまして、今申し上げたように、住民・ボランティアの啓発広報ということを示させていただいております。発災時に、都民・ボランティアの協力が得られるように、平時から分別の必要性等々について理解を得ることが必要であると。

また、あらかじめ広報のひな形等を準備することで、初動期の混乱を最小限にとどめることが重要であるといった点について記載をしてございます。

その下に丸をつけて、広報における記載事項の整理といったところから、次ページにかけて、どういった広報が必要になるのかといったところを記載しているところでございます。

次に32ページの下半分辺りにございますけれども、災害廃棄物発生量推計の考え方をお示ししてございます。発災前から発災直後等々、各段階における推計に活用できる情報ということで、地震の際、水害の際という、それぞれについて表で整理をしてございます。

また、33ページにお進みをいただきまして、こちらでは、表11として、発生量推計における区市町村と都に役割をお示ししておりまして、特に都の役割としましては、発災前から発生量推計方法の研修を実施するといったことや、発災後には、発生量の算定方法を周知するといったところをお示ししてございます。

また6、搬入から搬出までのプロセスの効率化というところで、災害廃棄物を迅速に処理するため、仮置場を効率的に活用していくことが重要だということで、仮置場から収集運搬及び処分先の早急な確保に向けて、自治体において調整を進めていくことが重要であるということに記載しております。

その下にはプロセスの効率化に向けた方策の例ということで、幾つかお示しをしているところでございます。

続きまして、第2節が初動期となります。こちらにおきましては、役割分担の基本的な考え方がありますとか、各主体が初動期に取り組むべき事項といったものを整理させていただいているところでございます。こちらの表につきましては、従前計画とほぼ同様でございますけれども、先ほど申したとおり、ボランティアとの関係でありますとか、一部事務組合の取組事項というものを加えさせていただいております。

続いて37ページでございますけれども、こちらが初動対応でございます。(1)から生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理ですとか、片付けごみの収集・運搬といったところを記載しておりまして、(3)で一次仮置場等の設置・運営について記載をしてございます。現行の計画では、仮置場として大きくくりで記載しておりましたけれども、こちらでは先ほど表でも御覧いただきましたとおり、集積場、仮置場といった形で整理をしてございます。

これ以降は従前計画と同様の記載が続いております。少し飛びますけれども、41ページに今回新たに加えたものとしまして、発災直後の発生量推計に活用できる情報の例として、地震、水害について記載をしているところでございます。

続きまして42ページでございます。

こちらでは、受援体制ということでございまして、こちらについても現行計画にも記載がございましたけれども、新たに先ほども少し触れました人材バンクについて、このようなものだという説明があり、次ページの43ページになりますと、自衛隊に関する記載を今回も受けているところでございます。

それでは、少し飛びまして46ページ、こちらからが第3節の応急対策期ということでございます。こちらについては、現行計画と大きく変わる点はございません。

また、49ページが災害復旧・復興期でございますけれども、こちらについても現行計画とほぼ同様の記載となっております。

それでは、続いて51ページでございますけれども、こちらからが第3章として、東京都の災害廃棄物対策についてということでございます。第1節として、平常時(発災前)についての記載がございまして、新たに記載をした点といたしまして、(1)の区市町村と一部事務組合との連携というのがございます。こちらについては先ほど区市町村の

ところで御説明したのとほぼ同様でございます。

続いてその下の（２）民間事業者との連携のところでございますけれども、東京都では現在、産業廃棄物の業界団体と協定を締結しておりまして、そこで協定が確実に活用できるように、あらかじめ協定先に対する要請内容を区市町村と協定先の関係者で確認する場を設けるといったことで、実効性を高めてまいりたいと思っております、その際には都としてもコーディネートをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて52ページになりますけれども、こちらで現行東京都では、産業廃棄物の団体のみ協定を結んでおりますけれども、今後連携する必要があるのではないかとという団体と、その団体とどういったところで連携していくのかといったところを表の形でまとめさせていただいております。これ以降、都の対策といたしましては、特に修正点はございません。

続いて第4章でございますけれども、こちらが訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の今後の検討というところでございます。

こちらでは、第1節、都、区市町村等の訓練、演習、実効性向上について記載をしてございまして、今回新たに追加した点としましては、訓練、演習の方法の例ということで、先ほど申し上げました災害廃棄物の集計方法でありますとか、あとは新たに今回提案をしております合同処理本部での合同処理マニュアルの算定方法について例として挙げているところでございます。

少し進んでいただいて63ページ以降については、資料編ということで、用語集でありますとか、推計方法、ロードマップ、後は81ページで処理困難物について具体的な処理先ですとか、留意点を示しております。

また、85ページには、先ほど少し御説明をいたしました片付けごみの搬出方法等に関するチラシの作成のポイントというものを示しております。

また、88ページ等には、先進的な自治体の広報の事例というものを記載しているところでございます。

大変駆け足で御説明をいたしましたけれども、御説明としては以上でございます。よろしく願いいたします。

○森本会長 説明ありがとうございました。

それでは、先生方に御意見をいただきたいと思っております。実は、私も環境省の現役の時代には、熊本での震災、それから広島での水害というものに少し関わらせていただきました。そういう観点から見て、東京都でこういった視点、あるいはボランティアに参加していただく点といった観点を入れられているのはなかなかすばらしいことだと思います。ぜひ、皆様方から活発な御意見をいただきたいと思っております。

まず、何か御質問等ございますでしょうか。よろしく願いいたします。挙手を使ってもよろしいです。

じゃあ、岡山先生、お願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。すみません、質問ではないんですけれども、ちょっと確認をさせてください。

いただいていたこの中間とりまとめ案で、今日お示ししていただいたところで、一緒に見ながら見ていたんですけれども、10ページのところの荒川の写真と多摩川水系の写真のここが2枚になって繰り返り上がっているのが、18ページが17ページに繰り返り上がって、

1 ページずつ減っているんでしょうかという中で、なのですみません、何ページになるかという、多分現行はここでお示ししていただいているところでは18ページになるんだと思いますが、そこですね。その2行目なんですけれども、すみません、現行のものと変わっていますかね文言が。すみません、18ページ留意点。

すみません、このところで、もともとこのところが集積（路上等）と置いてあったのが、その「所」が抜けているなと思っただけだったので、それがついているのであれば問題ないです。

すみません、申し訳ないです。

○森本会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○岡山委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○森本会長 でも、先生、検討していただくプロセスの中で、またいろんな論点があったと思うんですけど、そういうようなものも御紹介いただいてもありがたいと思います。

○岡山委員 ありがとうございます。

そうですね、この集積所というのが、ちょっと大きな論点の一つではありました。

○森本会長 なるほど、今そういう御指摘もありましたけれども、先生方いかがでございましょうか。

高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 東京商工会議所の高橋でございます。声は聞こえておりますでしょうか。

○森本会長 大丈夫です。

○高橋委員 ありがとうございます。このたび委員になりましたので、よろしくお願いいたします。

私から感想とちょっと意見と二つあります。

まず一つは私も都内に住んでおりますので、こういったきっちりした論議がされているということで大変安心感を持ちましたので、まだ中間ですが、ぜひいい形に仕上げてもし災害があっても大丈夫なようにということで、大変ありがたいなと思っておりますというのが一つ。

それから、私は東京商工会議所の立場でございますので、ちょっと御意見というかやや感想も交えておりますけれども、事業者の立場でちょっと拝見させていただいたときに、まず今回民間事業者との連携というところも打ち出されていて非常にありがたいなという部分があります。ここは感謝申し上げるところでございますので、引き続き続けてまいりたいなと思います。

一つは意見ということで言うと、今回水害というところが一つの追加したポイントかと思っておりますし、その場合の片付けごみの観点がキーワードになっているのかと思うんですけれども、いろいろ推計とかを拝見すると、基本的に一般家庭から出る家庭ごみを中心に推計されているのかなと思っていて、ちょっと私も詳しいわけではないんですが、今回荒川水系とか多摩川水系を考えると、割と水害で被害に遭われそうな地域ということ言うと、結構商業地域であったりとか、あとは通常の一般家庭と商店で考えると、水害により遭いそうなのはやや低い立地ですとか、あるいは建物の構造上、水の被害に遭いやすいんじゃないかなど。あるいは倉庫ですとか工場とかそういったところも集積している地域になるかと思うので、その辺りの検討はされているとは思いますが、そこか

ら出てくる片付けごみもちょっと考慮に入れられているのであればいいんですけれども、そこはちょっと東京という観点で言うとポイントになってくるのかなと。

最近の岡山ですとか、西日本九州の集中豪雨等々の水害被害のエリアとやっぱり荒川、多摩川水系って大分状況が違うのかなというふうに思っていますので、その辺りのところの考慮をぜひいただきたいというところと、あわせてやっぱり中小の事業者にとってみると、やっぱりどうしていいのかというところがなかなか分かりづらいので、その辺りのところも啓発のところでも住民向けにいろんなよいツールがほかの自治体でもあったんですけども、東京エリアでも中小の、例えば飲食店とか、そういったところ向けの水害時の事前の対策ですとか、事後の対策の辺りの啓発も併せて検討いただくと大変ありがたいなと思った次第です。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 まず1点目のエリアの話かと思います。今回、お示ししているのは、どのエリアからどの程度の水害による廃棄物が出てくるかという点をお示したというよりも、水害で例えば全壊ですとか半壊、床上浸水ですと、床下浸水が発生するとどの程度の廃棄物が出るかといったところがございますので、全体としてどのくらい出てくるかといったところは特にお示していないというところがございます。

あと、事業者向けの普及啓発というのも大事だという御指摘もいただいておりますので、そういったところも今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。高橋先生、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○高橋委員 今後の中でしっかりそこも見据えて検討いただければ大丈夫でございます。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの先生いかがでございますでしょうか。

では、鬼沢先生、お願いします。

○鬼沢委員 ありがとうございます。感想というかコメントになるんですけども、合同処理本部の設置というのは非常に重要だと思うんですが、16ページにありましたところ、そこが指令を出すというふうになっていると思うんですね、29ページもやはりその合同処理本部の設置のことがうたわれているんですけども、これは計画の改定だからだとは思いますが、やはり平常時からの訓練とか演習ということがすごく重要になるかと思いません。

第4章には訓練、演習のことがうたわれてはいますが、量の算定方式とかということであったので、本来だったら量だけではなく平常時からいろんな訓練とか演習が実際に災害が起きたときに役立つんじゃないかと思しますので、それをスムーズにしていくためにも、合同処理本部の本部長がリーダーではあると思いますけれども、今、最初に御質問というか御意見があったように、平常時からいろんなところに相談ができるような形にもっとしておく必要があるんじゃないかと思えます。

それには、設置本部の中に災害廃棄物専門官みたいな立場の方を明確にしておいて、

相談がしやすいとか、その人と連携をしながら平常時から訓練とか演習ができるような形にしておくということが、本当の災害が起きたときにスムーズに事が進んでいくのではないかなと思いますので、そういったことも重要なのではないかなと思います。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。それでは、事務局お願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局堀でございます。御意見いただきましてありがとうございます。

私どもも、毎年自治体の職員を対象とした訓練というものは実施してきておりまして、最近ではどこかの区市町村がつくった災害廃棄物処理計画に基づいて、いわゆる図上訓練といったものを行っているところでございます。

今後、各合同処理本部等設置した際には、そういうところでも我々の知見も活用しながら演習等を行っていただければというふうには期待しているところでございます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、大石委員、お願いいたします。

○大石委員 ありがとうございます。

私のほうからも一つコメントのようになりますけれども、ちょっと気になりましたことを発言させていただきます。

今回、このようにまとめていただいて、今後に向けて大変心強い思いではいるんですが、災害廃棄物といったときに、直接災害が起きて出るものと、その後例えば避難所などで皆さんが集まって生活することによって、日常出ないような廃棄物が災害後に増えてくると思うんですけれども、そういうものについても今回のこの計画の中、一部入っていたとは思いますが、特にそういう避難所での汚物ですとか、それからインフラが、特に下水道が止まってしまった場合の紙おむつですとか、そういうものの増大ということについてもこの計画の中に多分入っているとは思いますが、特に今高齢社会になっておりますので、そういうことも考慮しておく必要があるのではないかなと思いました。一言発言させていただきました。

以上です。

○森本会長 どうも、大石先生ありがとうございます。

それでは、事務局からコメントをお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局堀でございます。

まず6ページのほうで、避難所ごみをこの計画の対象にするということはお示しさせていただいているところでございます。一方で個々の品目をどうするかというところでは、ちょっとこの計画の中では盛り込んでいないというところございまして、基本的には、災害廃棄物の大枠の中で処理をしていってもらえるのかなというふうに考えてございます。

以上になります。

○森本会長 大石先生、よろしゅうございましょうか。

○大石委員 ぜひ、そういう生活面でのいろんな変化も加味して考慮いただけるとありがたいです。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、平湯先生、お願いいたします。

○平湯委員 ありがとうございます。平湯でございます。

生活ごみを片づけつつ、このように災害廃棄物を片づけるということになると思いますので、そのような大変な状況の中で、こういった今回まとめて下さったような処理計画というのが大変重要になってくるのではと感じております。

その中でコメントさせていただきます。便乗ごみというのは、あらかじめ検討をしておかなければいけないものではと思っております。住民が出す場合もありますし、紛れて他のところから持ってくるみたいなことがあるかもしれませんので、例えばほんの一例ですが、車のナンバーを確認するとか、そういったこともあらかじめ準備をしておくとかよいかかなと思った次第です。

あわせて、都民への啓発というところで、日頃から使わないもの、退蔵品はきちんとしておきましょうとか、そういう周知を徹底しておく、これは非常に重要なのでは思います。

○森本会長 ありがとうございます。とても重要な点だと思います。

では、事務方のほうからよろしくお願いいたします。

○荒井資源循環推進部計画担当課長 資源循環計画担当課長の荒井のほうから回答させていただきます。

便乗ごみにつきましては、一次仮置場のところでしっかり記録を取るという形で、そういった他県ナンバーとかそういったところについて、なるべく入れさせてないというようなことで、この計画には盛り込んでいるところでございます。

また、退蔵品につきましては、都民の役割、13ページの事業者の役割のところにも今回新たに記載したところでございまして、そういった観点でしっかり対応していけるようにこの計画づくりに反映していきたいと思っています。

ありがとうございます。以上でございます。

○平湯委員 ありがとうございます。

○森本会長 どうもありがとうございます。

集積所という一つの項目を立てられたことも、これ、実はそういういわゆるマナーとかモラルにつながるもので、非常にいいんじゃないかなと私は思います。すみません、勝手なコメントで。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 どうもありがとうございます。村上でございます。ちょっと、出席が遅くなってしまって申し訳ございませんでした。

私が御説明のところを聞き漏らしたせいで漏れているのかもしれないのですが、ちょっと分からなかったので、確認がてらもし対応がなければということでコメントですけれども、普及啓発を事前にする部分はよいとして、実際に起きてしまったときの初期段階での情報伝達みたいなのが巻末資料のところの御整理いただいたものがあつたかと思うのですが、特にホームページだとか、SNS、でもSNSはそのときに発信しているのでいいんだと思うんですけど、みたいなところで、市区町村レベルで発信されている内容みたいな部分で、そのやっぱりアップデートの能力が割と違ってくるとか、そのときの状況次第で更新できたり、できなかつたりすると思うんですけど、そこで実際の正しい情報と齟齬

があるとか、市区町村間でひょっとしてそろっていない話を出しているんじゃないかとかいう話がうまく整合性を取れるようなことになっているのかなというのがいささか気にはなりません、その辺どういうやり方があるのかよく分かりませんが、場合にはよってはですけれども、都がお持ちのページにリンクをとばしてしまうだけに限定させてしまうとか、そういう段取りもあり得るのかなと思うので、もしその辺何もされていなければ、御検討いただいたほうがいいのかという印象がありましたし、もし何かされているのであれば、御教示いただければと思いました。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、事務方のほうからよろしく願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局でございます。

災害時のごみの出し方等については、基本的には区市町村のほうでやっていただくのがよろしいのかなというふうに考えております。と申しますのは、各自治体でルールが違う場合もございますので、なかなか都が統一してというのは難しいのかなというふうに考えてございます。今回は参考資料のほうでどういったツールの利用が考えられるのかなというところをお示ししていることとございまして、こういったものですか、参考にしながら区市町村のほうで周知を図っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、平常時から実際の広報等で災害があった場合にはここを見てくださいというような案内をしてもらうことも重要ではないのかなというふうに考えてございます。

以上になります。

○森本会長 ありがとうございます。

村上委員、いかがでしょうか。

○村上委員 ありがとうございます。よく分かりました。

これまでのことは更新いただくときがもしあるようであれば、情報の更新の容易さとかそういう着眼点もあってもいいのかなと気がしましたが、今の御回答で十分だと思います。ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、よろしく願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

取りまとめを拝見いたしました。全体として、今までの災害廃棄物に対する対応がかなり経験として入っているということと、多様な当事者の連携を求めているという点で、とてもいい内容だと思います。

災害発生時には産業界からも相当の廃棄物が出てくると思います。事業者は災害保険に入っていることもあるでしょう。また、それから事業継続の観点から、早期の事業開始・事業継続というようなベースでの廃棄物対策の要素もきっとあると思います。そういう意味で、さらに事業者の要望に沿った産廃に関連する需要、それから九都縣市との連携なども含めて現実には対応していただきたいと思います。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

事務局から、コメントはございますか。

○堀資源循環推進部計画課長 御指摘のとおり、自治体だけで処理できないところも多々ございますので、産業界との連携というのは非常に重要だというふうに考えてございます。

先ほども少し御説明いたしましたけれども、現状都として協定を結んでいるところが産業廃棄物の業界団体だけというような事情もございまして、今後新たな連携についても模索をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

佐藤委員、よろしゅうございますか。

○佐藤委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○森本会長 恐縮です。

それでは、戸部委員、よろしく願いいたします。

○戸部委員 戸部でございます。いつもお世話になります。

取りまとめについての質問等は特にございません。災害廃棄物に水害が追加されたことを、私たちの協会に報告したときに、私たち協会は、災害が起こった後、これまでいろいろと支援活動をしてきました。多くは車両を出してその災害廃棄物を片づけるお手伝いをする形で進んできました。この水害廃棄物という言葉が出てきたときに、最初に思ったのは、我々の車両が、水害に対して安全な場所においてあるかについていろいろと議論しました。現在、廃棄物関係、リサイクル関係の業者は、東京の東側が多く、大部分が荒川に沿ったところが多い状況にあり、業者間で連携を取って対応するといっても、まず自分たちの車両をどこかに避難させなければならないということが問題になりました。したがって、いち早い緊急情報が必要になってくると、それと車庫の在り方を今後どうしていくのか、盛り土をして少しでも高くしようかというような話も出ていますが、2メートルの浸水になる場所では完全にどこかに避難させなければならない。この避難先がなかなか見つからないということで、当協会では悩んでおります。

今後この辺について、都側と何かお話ができるのであれば、相談に乗っていただき、我々もできるだけ協力できるようにしなければならぬと思っています。また、災害に車庫が遭った場合、半年近く車が手に入らなくなってしまうというような状況になるのではないかと思います。その辺を含めて我々協会としては都側と情報交換をしてみたいと思います。同じように産業資源循環協会さんも同様の問題があるかと思っていますので、何か機会があれば一つ我々と相談に乗っていただきたいと思います。一つ、よろしく願いいたします。

○森本会長 どうもありがとうございます。

それでは、東京都さん、よろしく願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 承知いたしました。

車が沈むというのは非常に大きな問題だというふうに我々も思っていますので、いろいろ今後御意見をいただければと思います。

ありがとうございます。

○戸部委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○森本会長 どうもありがとうございました。

それでは、高崎委員、よろしくお願いいたします。

○高崎委員 高崎です。よろしくお願いいたします。

資料の39ページかな。すみません、もう一個上ですかね。ここですね。

今回のこれについては、災害が発生する前に準備としてどういうものを整えるといったような計画をするために役立てるということだと思ひまして、そのとおりに事前に余裕のあるときに準備をするということだと思ひます。

ただ、実際に災害が発生したときは、余裕をもって考える、当然そういう余裕はないものですから、計画どおりに事を進めるといふふうになると思ひますね。初期の初動のときというのは、本当に考える余裕がないのでそのとおりにやるとは思ひますけれども、例えばこのページの下の方に搬出入量の管理方法のところを見ると、丸の二番目、搬入量については、トラックスケールを設置して正確な搬出入量を把握することも検討するといふふうに書いていますけれども、恐らくは災害が発生したときには、こういうトラックスケールを運ぶことが難しい状況って結構あると思ひますね。そうすると、トラックスケールを設置するよりも、目視で重量が量れないものですから、容積といふか何リューベとかを記録するといふ方が現実的だと思ひます。

ですので、トラックスケールをもちろん設置できればいいんですけど、最悪な場合を想定した書き方、順序といふのですかね、まずは目視でやれるように、トラックスケールが設置できるようになったらといふようなちょっと順番とかといふのを考えながら、特にこの初動期のところはもう一度見直すといふか、書き方がいいかなといふのを見たほうがいいかなと思ひます。

特に、パソコンを使わないとできないようなこととかが書いていないかとか、やはり本当の最悪の場合を想定した書き方になっているかといふのを見たほうがいいんじゃないかなと思ひました。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

最悪の状況でといふ対応を38ページに限らず見直したらどうかといふことですね。

では、事務方よろしくお願いいたします。

○荒井資源循環推進部計画担当課長 一次仮置場の搬入搬出量の回答を荒井のほうからお答えさせていただきます。

そういったやはり非常事態の視点といふのは重要だと思ひます。こちらは、必要に応じてトラックスケールを設置するといふ形での記載がございまして、その次の段には設置していない場合といふ記載になっておりますので、御意見を踏まえ、順番を入れ替えることなどを検討したいと思っております。

想定しているのは、いわゆるシート式のトラックスケールなんかで搬出する際に、受入先まで、10トントラックで搬出する場合などに積載量を超過しない、積載をオーバーしないといふことが求められるといふことであって、このような記載させていただいたところでは。

また、非常災害時には、搬入車両を当然ながら一つ一つ計量することはできませんので、台数や車両の種類等を記録して、毎日、どれくらいの搬入量があったかといふところを管理していこうといふこととさせていただきますので、御意見のほう、ありがとうございます。

○高崎委員 あと、ちょうど今ここに分別の話もあるんですけども、恐らく細かな分別は難しいと思いますので、最低限燃えるもの・燃えないものに分けるとか、ちょっと過去の災害事例を参考にしながら具体的に書いてあげると慌てなくていいかなと思います。

以上です。

○森本会長 どうもありがとうございました。

それでは、書きぶりとか言った点については、ちょっと私と事務局とで調整させていただければと思います。

先生、どうもありがとうございました。

ほかの先生はいかがでございましょうか。

じゃあ、ちょっと私のほうからもコメントさせていただきたいと思います。

まず、全体的なことから申しますと、私の経験もありますけれども、東京都自身が被災の自治体に職員を派遣されて、いろんな経験、知見を得られた。それを踏まえて、近隣自治体の連携とか、それから民間事業者との連携活用とか協定を結ぶであるとか、あるいは平時による取組は大事なんだとか、あるいは仮置場の手前に集積所を置くという、一言で言うと分別も毎回やっていくんだということは必要だということを盛り込まれているというのは非常に高く評価したいなと思います。

二つちょっと気になった点を申し上げたいと思います。

今度、コロナがあって、やはりいわゆる疫病とか感染症に関する関心というのは非常に高まったと思うんですが、水害の場合に汚泥をどうするかというのは結構大きな課題です。18ページにがれき混じりの土砂という書き方をされているんですけども、汚泥そのものの量が多いということがございます。それと、この汚泥が例えば家電製品にかかって、家電製品にそういうものが付着して、洗浄しなくてはいけないというようなこともございます。

それから夏場ですと、結構乾燥してそれが飛散して病気のもとになるということもあるので、そういう観点視点というのも結構大事かなと思っています。その辺、どこかで御配慮いただければありがたいなと思っています。

それからもう一つは、この水害の場合には、いわゆる生ごみの類がかなり出てくるだろうなと、そういう腐敗性の廃棄物の回収というのはかなり急ぐ必要があるだろうなと思いますので、その辺は少し特記していただいてもいいのかなと考えてございます。

あと、集積所の在り方については書いてありましたけれども、オープンスペースの国有地もあるし、区の所有地もありますけど、民間のオープンスペースを活用することもあるのかなというふうに思いまして、そういったことも示唆するような形の表現があってもいいのかなと私はちょっと思っています。

すみません、ちょっとコメントをさせていただきました。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局でございます。ありがとうございます。

まず1点目の汚泥についてなんですけれども、恐らくこれまで部会等でも御議論いただいておりませんので、ちょっと今回は中間のまとめで掲載するのは難しいのかなというふうに思っているんですけども、ちょっと今後パブコメ後の部会などでも少し検討させていただきたいというふうに思います。

あと、生ごみ等については、今画面上で言うと46ページのところになるんですけど

ども、ここの中で区市町村が定める処理方針となっておりまして、生ごみについては平時の回収を継続するというようなことで示させていただいているところでございます。

○森本会長 すみません、どうもありがとうございます。

そうですね、ここでしっかりと書かれていただいているということですね。すみません、生ごみではなくてむしろ感染性、あるいはそういった危険性のある廃棄物について少し特別に書いたらいいのではないかとということが申し上げたかった趣旨でございます。

恐縮です、失礼いたしました。

○堀資源循環推進部計画課長 感染性につきましては、こちらのところで少し、例えば感染拡大の防止のために早期に解決するといったような視点を加えさせていただきたいと思います。

○森本会長 どうもありがとうございました。

そのほかの先生、いかがでございましょうか。

○鈴木宏和委員 すみません、よろしいでしょうか。

○森本会長 どうぞよろしくお願いいたします。鈴木先生。

○鈴木宏和委員 東京都産業資源循環協会の鈴木でございます。

私のほうから3点ばかりお話をお聞きしたいことがございます。大規模災害になったときに、私どもの協会では、エリアごとに業者の担当を決めたりするのはやぶさかではないんですが、大規模になりますと、お金の支払いとか、立替えが長期間にわたってしまいます。東京都さんの場合は、大丈夫なのかなと思うんですけども、今まで近隣の県ですとか、いろいろお話を聞きますと、何か月もお金を立替えておかなくちゃならないということがあって、我々はやっぱり中小企業の集まりなので、そんなに何か月も人と車を動かして立替払いという形になると非常に困るので、その分支払いの関係はどういった形になるのかなというのが一つと。

あと、東日本大震災3.11のときにやっぱり燃料の供給がなかなかまならなかった部分があって、災害時に車両ですとか、重機ですとか、その辺も使って動かす場合に、優先的に証明書みたいな何かを車に提示をして、優先的に燃料の供給を受けるという形が取れないとなかなか難しいのかなという点と。

あと、我々、全国産業資源循環連合会の中で関東ブロックがあるんですけども、一都七県で構成されているんですけども、その中でお互い協定を結んで協働関係で応援体制をしようという形で動いていまして、近々プレス発表する予定でいるんです。お互い近隣の県で災害が起きた場合には、一番近いところの県で応援をするというような形の体制を今整えていまして、それも近々来月早々プレス発表できるのではないかなと思っています。その3点なんですけど、お聞かせいただければと思います。

○森本会長 ありがとうございます。

いわゆる災害のときに業者の方が手伝った場合の配慮とかそういったものでございませぬ。ありがとうございます。

じゃあ、事務方からお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局でございます。

御指摘ありがとうございます。現時点で、支払いをどうするかということとか、燃料をどうするかといったところについては、率直に申し上げて答えがないような状況でございまして、ちょっと私どもの環境局だけではなかなか判断ができないところでもございまして、ちょっと今後の検討課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

あと、会長のところで近隣の県と協定を結んでという話は非常に心強い限りでございますので、引き続き連携を図りながら進めていければなというふうに思います。

ありがとうございます。

○鈴木宏和委員 よろしくお願いたします。

○森本会長 鈴木先生、ありがとうございます。

それでは、チェーンストア協会の鈴木先生、よろしくお願いたします。

○鈴木隆博委員 ありがとうございます。チェーンストア協会の鈴木です。

先ほど佐藤委員からの質問にも少しありましたけれども、今回の災害廃棄物の対象はどちらかという和生活ごみの話かなというふうに理解をしております。そういった中で、我々小売業も早期のライフラインの確保というところで営業再開に向けて動きます。そういった中で我々の店舗も含めて、非常に多く被害が発生するエリアの中で、そういった事業系の廃棄物の処理計画なんかもこの後も検討項目にも入るのかどうか、その辺を少しお聞かせいただければ幸いです。

よろしくお願いたします。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、事務方からよろしくお願いたします。

○荒井資源循環推進部計画担当課長 事務局の荒井でございます。

今後、災害時の生活に伴って発生するごみにつきましては、当然、災害に伴う避難者からのごみというものもあります。特に小売店さんの場合だと、事業継続計画の中で、多くの避難者の方に対して、生活を支えるという視点で活動されており、これまでもいろいろありましたが、災害に伴う廃棄物処理の中で対応できていることがあります。ただし、本当に工場が災害で被災して、事業を再開するという点につきましては、この6ページに書いているとおり、普通の事業活動の形になりますので、それについては、産廃と同様に、事業を再開するにあたって、通常のごみ処理をする必要があるもので、BCPに各事業者さんでいろいろ御検討をしていただきたいということでございます。

以上でございます。

○森本会長 鈴木先生、いかがでしょうか。

○鈴木隆博委員 分かりました。だから、この辺はあれですね。通常の処理のところ、今回特にここは対象範囲として想定することはないということで理解いたしました。ありがとうございます。

○森本会長 どうもありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。まだ、御発言いただいていない先生方、いかがでしょうかね。

それでは、先生方から御意見もたくさんいただきました。幾つか修正するところもありますし、あるいはこれから事務的に配慮されていくところもあろうかと思っております。その

辺の修正に関しましては、この修文の在り方については私が預からせていただければありがたいと思っております。それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に参りたいと思います。

次にその他ということで、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○堀資源循環推進部計画課長 それでは、今後の改定スケジュールについて御説明をさせていただきます。

本日が5月18日ということで、中間のとりまとめ案についてお諮りをさせていただいたところでございます。修正点につきましては、今も森本会長からお話がございましたとおり、会長とも御相談をさせていただきながら固めてまいりたいというふうに思っております。

今後でございますけれども、5月下旬を目途にパブリックコメントを実施する区市町村からも意見を伺ってまいりたいと思います。そこでまた意見もあると思いますけれども、それを踏まえて部会でも審議をさせていただいて、9月の上旬にまた本会と同様に総会を開かせていただきまして、そこで答申を頂戴できればというふうに考えてございます。

それをいただきまして、9月下旬には新計画の策定というスケジュール感で進めてまいるということでございます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュールについての御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

今後、パブリックコメント及び関係機関への意見照会の手続きに入るということでございます。また、様々な御意見が寄せられると思いますので、それらの意見を踏まえて災害廃棄物処理計画部会で再度議論を先生方、御苦勞様でございますが、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

それでは、進行役を事務局にお返ししたいというふうに思います。

○堀資源循環推進部計画課長 事務局でございます。森本会長、それから審議会委員の皆様、有意義な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

最後に、資源循環推進部長の志村より、御挨拶申し上げます。

○志村循環推進部長 資源循環推進部長の志村でございます。

本日は、先生方の活発な御議論ありがとうございます。

今日、これまでも部会のほうで先生方に活発な御議論をいただきまして、そこで出た御意見、御提案等については、かなりの部分を盛り込んだつもりでいたわけでございますけれども、本日委員会の審議会の先生の皆様の御意見を聴きますと、やはりそれだけではなくて、情報の提供や更新についても最新のものになるように考えなければいけないでありますとか、協力いただくことになる事業者さんの事情といったものについても考慮する必要があるとか、あるいは処理そのものではなく、そのときに生じる感染症のリスクみた

いなものについても対応していかなきゃいけないといったように、やはりいろいろなことを想定して考慮して、検討してということが必要になってくるのだなということを改めて実感いたしました。こういった点、反映できるものについては中間のまとめに反映し、できないものについても最終の報告の中には、できる限り取り込んで計画を策定していきたいと思います。

また、これもつくって終わりということではなく、平常時の準備というところで、常にこういった想定について最新の情報を提供していく、あるいは訓練という形で日頃から他人事ではなく、自分事として実際に処理を行う区市町村の皆様を意識してもらうような取組というのも東京都のほうとしてやっていきたいと思っております。

引き続き、皆様方の御意見を聴きながら、より実効性のある計画を策定していきたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○堀資源循環推進部計画課長 再び事務局でございます。

それでは、これもちまして、本日の東京都廃棄物審議会を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

(午前 11時27分 閉会)